

公益社団法人日本武術太極拳連盟 加 盟 団 体 規 程

第 1 章 総 則

第 1 条 この規程は、定款の施行についての細則として、加盟団体に関する事項について定める。

第 2 条 加盟団体は、公益性を有するスポーツ団体として適切なる組織を有し、かつ適切なる組織運営をすすめなければならない。

第 2 章 権 限

第 3 条 定款第 5 条により、加盟団体代表者として正会員 1 名を選任することができる。

2. 正会員は総会に出席して意見をのべることができる。

3. 総会への代理出席は、加盟団体の理事・監事以上の役職者とし、これに該当しない代理出席者は陪席者の扱いとなり、意見をのべることができない。

第 4 条 会長は、必要と認めた場合、加盟団体代表者会議および事務連絡会議を招集する。

第 3 章 義 務

第 5 条 都道府県連盟は、毎年事業年度開始後 3 ヶ月以内に次の書類を添えて当該年度の事業計画及び収支予算を日本連盟に届け出なければならない。

(1) 事業計画書及び収支予算書

(2) 役員名簿

(3) 構成団体名簿

(4) 執行機関、議決機関の議事録(写)

第 6 条 都道府県連盟は、毎年事業年度終了後 3 ヶ月以内に次の書類を添えて当該年度の事業報告及び収支決算を日本連盟に届け出なければならない。

(1) 事業報告書及び収支決算書

(2) 執行機関、議決機関の議事録(写)

(3) 監事の監査報告書(写)

第 7 条 加盟団体は、日本連盟に選任している正会員、並びに規約に変更があった場合には、ただちにその旨を日本連盟に届け出なければならない。

第 8 条 加盟団体は定款第 7 条に定められた会費を、毎年 5 月末日までに納入しなければならない。

第 4 章 本規程の変更

第 9 条 本規程は、理事会の議決により変更することができる。

附 則 1. 本規程は平成 10 年 6 月 20 日から施行する。

附 則 2. 本規程は平成 11 年 6 月 19 日から施行する。

附 則 3. 本規程は平成 24 年 4 月 1 日から施行する。